

かながわ外国人材活用支援ステーション連携先事業者登録要領

(目的)

第1条 県内中小企業等を対象に外国人の雇用を促進し、多様な外国人材を紹介することを可能することを目的に、一貫した伴走支援をワンストップで行う「かながわ外国人材活用支援ステーション」(以下「ステーション」という。)における外国人材ビジネス事業者(以下「連携先事業者」という。)の登録について、必要な事項を定めるものとする。なお、連携先事業者とは職業安定法(昭和22年法律第141号。以下「法」という。)第30条に定める有料職業紹介事業者であるなど、一定の要件を満たした外国人材の紹介事業等を行う者をいう。

(登録)

第2条 ステーション事業における連携先事業者の登録を希望する者は、登録申込書に必要な資料を添付した上で公益財団法人神奈川産業振興センター(以下「KIP」という。)に提出し、登録を受けなければならない。

- (1) 登録申込書(様式1)
- (2) 登録要件確認書(様式2)
- (3) 職業紹介事業許可証の写し

※労働者派遣事業を行っている場合は、労働者派遣事業許可証の写しも提出すること。

- (4) 法人登記簿謄本
- (5) 人材紹介手数料の徴収方法や返還規定がわかるもの(手数料表、契約書の様式など)
- (6) 会社パンフレット
- (7) 外国人労働者の企業への紹介・派遣人数の実績がわかる資料
- (8) その他、KIPが必要と認める書類

2 KIPは、申込みを受けた場合、必要に応じて申請者のヒアリングを実施した上で、次に掲げる要件に基づいて、登録の可否を決定する。連携先事業者として登録する場合は、申込者に対し登録通知書を交付するものとする。登録が適当でない場合は、申込者にその理由を示して登録しない旨を通知する。

- (1) 外国人材登録において、在留資格のうち、技術・人文知識・国際業務、特定技能1号及び2号等の取扱いが実績等から可能と判断出来ること。
- (2) 日本国内に活動拠点があり、担当者が常駐していること。また外国人労働者の紹介・派遣後も、必要に応じ定着状況についてフォローアップが行えること。
- (3) 人材紹介、派遣に関して料金の目安を示していること。
- (4) KIPが指定する外国における現地合同会社説明会やオンラインによる合同会社説明会等の開催依頼があった場合は、自社のサービスの範囲内で実施協力ができる

こと。

- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 4 項に規定する接待飲食等営業（同条第 1 項第 1 号に該当するものに限る。以下同じ。）、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 13 項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っていないこと
- (8) 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団
 - ウ 法人にあつては、代表者又は役員のうち第 1 号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - エ 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第 1 号に規定する暴力団員に該当するもの

- 3 ステーション運営事業の実施期間中、登録は有効とする。ただし、法 32 条の 9 に基づいて許可の取り消しがあつたとき、第 5 条に基づいて KIP が登録を取り消したとき、又は連携先事業者から登録を取りやめる旨の意思表示がされたときは、失効する。

（役割）

第 3 条 連携先事業者の役割は、KIP から紹介のあつた外国人材の雇用を希望する企業に対して、当該企業の求人内容等を踏まえ、自社のサービスの範囲内で外国人材を紹介すること（個別紹介）。なお、紹介については、連携先事業者と企業とで直接やり取りを行うこととするが、進捗については定期的に KIP に報告を行い、また紹介できる外国人材がない場合も同様とする。

（遵守義務）

第 4 条 連携先事業者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (2) 事業に伴う必要事項について KIP が報告を求めた場合、対応すること。

(3) KIP との連携に必要な会議等に参加すること。また県内中小企業等から要望があった場合、マッチングやフォローアップ等で KIP と連携すること。

(4) 連携先事業者は、登録申込書に記載した事項に変更があった場合は、速やかに登録変更届を提出すること。

(登録の取消)

第5条 次のいずれかに該当するときは、KIP は登録を取り消すことができる。

(1) 不正な行為があると認めたとき。

(2) 正当な理由がないのに、第4条に定める遵守義務を怠ったとき。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、登録に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年3月10日から施行する。